

平成28年労第192号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付並びに平成〇年〇月〇日付けでした労災保険法による療養補償給付をそれぞれ支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日に妻の実家に同居し、翌〇日より義父が営む「A」（以下「会社」という。）の所属となり、建築作業に従事していたが、平成〇年〇月〇日、B会社が元請けとして施工するC改修工事現場において、下請作業員として外壁貼り付け作業に従事していたところ、足場より落下し負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、D整形外科を受診し、翌〇日にE病院に転医し「右踵骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者に該当しないとして、これらを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者と認められ本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定及び判断

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、同居の親族であっても、臨時労働者と同様に賃金が支払われ、特別な手当の支給もなかったため労働者である旨主張している。

(2) 労災保険法上の労働者とは、決定書理由で説示する判断の要件に示されているとおり解される所、同居の親族の労働者性については、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長は、「同居の親族のうちの労働者の範囲について」（昭和54年4月2日付け基発第153号）を策定しており、当審査会としてもこの取扱いを妥当なものと考えことから、以下、同基準に基づき検討する。

(3) 会社が、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業であるか否かについてみると、決定書理由に記載のとおり、臨時労働者を雇い入れていることは確認できるが、平成〇年においては、〇月から〇月までの間において、〇日間のべ〇人の臨時労働者を雇用しているのみであり、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業とは認められない。したがって、請求人は労災保険法上の労働者には該当しないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。